

議案第2号

木更津市地域公共交通活性化協議会 規約の改正について

道路運送法が改正され、乗合旅客運賃の協議については、地域公共交通活性化協議会で協議決定するものでなく、当該運送に係るバス事業者と市町村等で構成される運賃協議会にて協議することとなったため、協議会規約を改正します。



木更津市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 木更津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号。第12条において「法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うために設置する。

（名称及び事務所の位置）

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

- （1）名称 木更津市地域公共交通活性化協議会
- （2）事務所の位置 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号木更津市役所駅前庁舎内（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）計画の作成及び変更に関する事項
- （2）計画の実施に関する事項
- （3）地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること
- （5）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監査委員 2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

（会長）

第5条 会長は第7条に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

（副会長及び監査委員）

第6条 副会長及び監査委員は、第7条に規定する委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を

代理する。

(協議会の委員)

第7条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民の代表者又は地域公共交通の利用者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
 - (4) 千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
 - (5) 鉄道事業者
 - (6) 学識経験者
 - (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
 - (9) 木更津警察署長又はその指名する者
 - (10) 木更津市長又はその指名する者
 - (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (12) 道路管理者又はその指名する者
 - (13) 自家用有償旅客運送者（福祉有償運送を行う者を除く。）
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、会長が協議会の運営上必要と認めた者
- (委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決の方法は出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を召集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

5 第3項の規定は、前項の書面による議決について準用する。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議分科会)

第12条 第3条第4号に掲げる事項についての協議は、法第9条4項に規定する者をもって組織する運賃協議分科会において行う。

2 運賃協議分科会の会長は、第7条第2項第10号の委員をもってあてる。

3 運賃協議分科会の会長は、運賃協議分科会を開催するときは事前に協議会へ通知するものとし、運賃協議分科会において決議を行ったときは速やかに協議会へ報告するものとする

4 運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、木更津市企画部地域政策室に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年10月22日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、最初に就任された委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年10月27日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、平成28年度に就任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月18日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、平成29年度に就任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和４年４月１８日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和５年７月７日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和５年１２月 日から施行する。

新旧対照表

○木更津市地域公共交通活性化協議会規約

新	旧
木更津市地域公共交通活性化協議会規約 (設置) 第1条 木更津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号。第12条において「法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うために設置する。 (協議事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと</u> (運賃協議分科会) 第12条 <u>第3条第4号に掲げる事項についての協議は、法第9条4項に規定する者をもって組織する運賃協議分科会において行う。</u> 2 <u>運賃協議分科会の会長は、第7条第2項第10号の委員をもってあてる。</u> 3 <u>運賃協議分科会の会長は、運賃協議分科会を開催するときは事前に協議会へ通知するものとし、運賃協議分科会において決議を行ったときは速やかに協議会へ報告するものとする</u> 4 <u>運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u> 第13条～第18条 (略)	木更津市地域公共交通活性化協議会規約 (設置) 第1条 木更津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うために設置する。 (協議事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと</u> 第12条～第17条 (略)

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者